

# 韓国家族法を読むために

小島二郎・田中淳子

## A Study of the Family Law of the Republic of Korea

Jiro Kojima, Atsuko Tanaka

A Study of the Family Law of the Republic of Korea, written by  
Jiro Kojima and Atsuko Tanaka.

### Contents

- 1) Introduction ---- Basic Arguments.
- 2) the Summary of the Family law ---- the relation between  
parents and child.
- 3) A Research and Study on the area of "Bonvanri"
- 4) Conclusion.

# 韓国親子法を読むために——釜山凡万里地区聞き取り調査を通じて

小島二郎・田中淳子

## 一 はじめに

## 二 韓国親子法の概観

## 三 凡万里地区親子関係に関する聞き取り調査の分析 四 むずびにかえて

## 一 はじめに

一 昨年(一九九五年)七月、田中は、韓国釜山市へ訪れる機会に恵まれた(1)。岐阜女子大学地域文化研究所がテーマとする「隣国の家族法」実態調査の研究員として実態調査に参加させていただいたからである。韓国家族法のなかで、自らに与えられたテーマは「韓国親子法」の研究・調査であった。釜山から車で二時間ほど行ったところにある「凡万里」という村が、その調査の対象(2)となることに同意と理解、そして温かい協力をも与えて下さった(3)。

二 韓国は「儒教の国」である。まずこのことが頭に思い浮かぶ。韓国法——特に家族法——の特徴の一つとして、その儒教精神の厳格な反映があげられよう。また、忘れてはいけないのは、過去、いたむべき戦争により、わが国のあらゆる文化——法律もその一つである——を強制的に押しつけた、という歴史的背景の存在である。たし

かに、古くは、わが日本の法律も、朝鮮半島を経由して、中国の唐のすぐれた文化に学び、「儒教」的思想を継受したが(4)、この歴史的事実がその後の韓国の制定法に多大な影響を与えたことには違いない。

三 儒教思想に育まれた慣習法的性格が色濃くみられる「韓国家族法」の特徴といえば、一般的につきの点が挙げられる。1 姓不変の原則(父姓を出生から死亡にいたるまで自らの姓とし、たとい婚姻によってもそれは変えることはない)(5) 2 男子優先の戸主継承制度(6)、3 同姓同本不婚制度(同じ「姓」の者と祖先の出身地(本)が同じものとは結婚できない)である(7)。これらに共通する基本理念は「男子血統主義」である。しかしながら、韓国はその憲法において「基本的人権の尊重」(憲法第八条)と「法の下の平等」(同第九条)を置いている(8)。すなわち、いま韓国は、現代社会が理想とする価値観を取り入れた憲法を有しながら、伝統的な慣習法を完全に改廃することができない苦悩の時を迎えている、といえよう。近時(一九九〇年)の民法の改正は「革命」とまでいわれた大規模改正であったが、「祖先」↓「血統」↓「家」↓「戸主」という韓国家族法の核的存在が法律によりきちんと位置づけられているためにこの新しい動きに柔軟でない。さらに、国民の奥深くに根づいている伝統的な慣習法的法意識により、いまだ憲法の規定と整合性をもたない民法の規定が存在している。そこで、本稿では、特に韓国固有の法——そのなかでも親子法について——が現代憲法に影響を受け、慣習法的規定が変容したであろう部分についてみることにする。法律が変わってもそこに生きる人々の法意識が変化しなければ、およそ

理想的なものでも定着しない。逆に、国民の法意識が変化することにもない、既存の法律が合わない場合に法律の改正が要求される、という動きが生まれる。

四 わが国においても、戦後「家制度」の撤廃が実現できたのは、上からの民主化政策による。しかし、それを支えることができるだけの経済的基盤が社会全般的に確立されつつあったことのほうが重要な原因であった。近時、わが国でも民法の大幅な改正作業が進行中である。韓国と同じく、わが国も憲法の規定に適合しない点、例えば男女の婚姻適齢の相違や同氏戸籍の原則や非嫡出子と嫡出子との相続分の不平等など、いまだ一般国民と一定の識者との間で価値観のずれが見受けられ改正も難航している。真の「男女の平等とは」「個人の尊厳とは」が、わが国で、いまひとり一人に問われている。

韓国の家族法において注視すべき点は、すでに非嫡出子と嫡出子との相続分の平等な取扱いを実施している（韓国民法一〇〇九条）。今でも刑法二四〇条において「姦通罪」(9)をおいている「極めて婚姻倫理の厳格な国」でありながら、「社会的身分」に対する「法の下の平等」を実現した、まさに現代社会が理想とする憲法理念に一步近づいた改正であろう。

みぎの点からも、近時目を見張るばかりの経済成長を続け、従来のあらゆる既成の価値観を大きく変化させたであろう「隣国の家族法」の現代化への変容のすがたをみることは価値がある。そこで、国民の法意識の現況（「凡万里」村における「親子関係に関する聞き取り調査」の結果）を参考に「現在の韓国親子法を読む」ことにしてみた。なお、ほんの数日間の滞在で「韓国親子法とは何か」を説く能力も知識もない。せめて「自らが耳で聴き、こころで感じた」ことをここでは紹介することに止まることを寛容していただきたい。「韓国家族法」の詳細については、既刊のすぐれた著書・論文等を参考に(10)、本稿を書き進めることも重ねてお許しいただきたい。

(1) 本稿の分担は、岐阜女子大学地域文化研究所の研究員である田中淳子(中部大学経営情報学科専任講師)が、韓国における調査を行い、本稿を執筆するにあたり総合的アドバイザーとしての役割を小島一郎(愛知工業大学人間科学教室専任講師)が行なった。

(2) 一般的には、都市部では、「人権擁護」「個の尊重」等の世界的潮流である西欧価値観の刺激を受け、いずれの国においてもその国独自の法意識・法的価値観を見出すことは困難である。ところが、農村部については、都市部に比べて、比較的那国独自の伝統的慣習文化に支えられた価値観が残存している場合が多いと考えられる。また農村部は、土地の承継と深く結び付いているために「家」という制度と深い関連性をもっている。さらに、中国の宋法制(祖先祭祀を中心とした)一族の統率形態の影響を受けて男系中心の「戸主制度」をいまでも残す韓国の法意識を考察するためには都市部よりも農村部をその調査の対象としたい。

(3) 凡万里地区調査が許可されたのは、岐阜女子大学地域文化研究所の諸先生方と凡万里地区の長老、朱甲源代氏、また聞き取り調査に快く承諾を与えてくれた洪允寛(夫妻、韓国滞在中の通訳兼ガイドを温かくそして献身的に努めて下さった)、釜山水産大学姜南周教授、釜山大学金成国教授、東亜大学金承換教授である。ここに心より御礼と感謝を申し上げたい。

(4) 中川高男「韓国家族法の発展と日本の家族法」韓国法の現在(中央大学出版部一九九三年)一〇五頁以下。なお、一般的には韓国の「家制度」における「家長制度」と日本の旧家族法における「戸主制度」とは同じ性格であるととらえられる可能性があるが、後述するように、韓国の「家長制度」は基本的に祖先の祭祀の主宰義務であり、わが国旧家族法の「戸主制度」のように絶対的な権限を与えていたわけではない。しかし、日本統治時代に同一用語を使用されたため、混乱したきらいがある(金嘯洙・注(10)二〇〇〜二一頁参照)。

(5) この原則は、統一新羅時代(西暦六六八年〜九一八年)以前から存在する非常に古い伝統を持つものである。

(6) この制度は、李朝時代(西暦一三九二年〜一九一〇年)頃定着した宗制度(中国より影響を受け、当初は、祖先の像や位牌を安置して祖先の霊を鎮める祖廟を意味した)で、父系血統主義に基づいているため、その後の韓国家族法の重要な基礎となる。なお歴史的には、約五〇〇年以前から存続している制度であり、「姓不変の原則」に比べて比較的新しい(金嘯洙・注(10)二一〜二二頁参照)。

(7) 男系血族を中心に組織された同族組織を家と考えるため、祖先の出身が同じで、同じ男系血族の姓との婚姻は、「血」の混同を忌み嫌う国民性から法的にも

許さない。

(8) 大韓民国憲法第八条は、「すべて国民は、人間としての尊厳と価値とを有し、このために国家は、国民の基本的な人権を最大限保障する義務を負う」と規定し、同第九条は、「すべて国民は法の下で平等である。何人も性別・宗教または社会的身分により、政治的・経済的、社会的・文化的・生活のあらゆる領域において差別を受けない。」② 社会的な特殊階級の制度は認められず、いかなる形態であっても、これを創設することはできない」とする。

(9) 韓国刑法第二四〇条は、① 配偶者のある者が姦通したときは、二年以下の懲役に処する。その者と姦通した者も同じである。② 前項の罪は、配偶者の告訴を待つて論ずる。ただし、配偶者が姦通を従容又は有恕したときは、告訴することができない(法務大臣官房司法法制調査部編・韓国六法(ぎょうせい)一九八二年)参照)。

(10) 本稿は、以下の文献を参考にした。小島武司・韓相範・韓国法の現在(下)(中央大学出版部、一九九三年)、權逸・權藤世寧編著・韓国親族相続法(弘文堂、一九九〇年)、鄭鍾休「韓国民法典の制定過程についての一考察1・2」民商九〇巻四号一頁以下、九〇巻五号三二頁以下、金晞洙「韓国家族法とその改正——改正の特色、民法との異同にふれて——」ケース研究三三四号一九頁以下、青木清「韓国国民意識調査について」ジュリスト一〇〇七号二頁以下、朴相哲「韓国人の法意識」(訳・青木清)ジュリスト一〇〇七号二八頁以下、金容旭・佳學圭・新しい韓国・親族相続法(日本加除出版株式会社、一九九二年)。

## 二 韓国親子法の概観

一 現在の韓国家族法を知るためには、もう一つ欠かせない要素がある。それは、以下の歴史的経緯である(リ)。1 近代民法典を最初に有することになった「朝鮮民事令の制定」(日本統治時代)、2 米軍政時代、3 韓国政府の樹立、4 その後の三次にわたる民法改正である。特に、家族法の分野は、夫婦・婚姻・親子といった家族関係は普遍的な存在であり、宗教的、文化的、政治的背景に影響を受ける。すなわち、韓国法を理解する上で、「慣習法」、「歴史的経緯」ならびにその他の種々の環境的条件の如何なる変化により、現行法が生成されたのかを検討しなければならない。

二 そこで、歴史的経緯を縦軸として、親子法の変遷をみてみることにする。その具体的視座として、① 親権制度、② 養子制度、③ 認知制度、④ 非嫡出子の法的地位を横軸として考察を加えてみることにする。

### 1 朝鮮民事令(日本統治時代)(一九二二年～一九四五年)

本法の制定については、日本の朝鮮統治、という歴史的事実による。朝鮮における日本民法の一部の適用(依用)が宣言された(朝鮮総督府制令)。ここに、奇しくも「歴史上はじめて民法に関する単行法典を有するようになった」。この制令発令当時は、「民法中、能力と親族、相続に関する規定は、朝鮮人にこれを適用せず、当該事項に関しては全面的に朝鮮人の慣習に依る」としていた。しかしながら、その後改正を重ね(第一次改正一九二二年一月一日、第二次改正一九二二年二月七日、第三次改正一九三九年一月一日)、統治末期には、日本民法の親族相続規定も韓国人への適用範囲が拡大していった。

親権については、旧日本民法における「戸主制度」に基づく「親権制度」(旧日本民法八七七条～八九九条)が適用された。すなわち、親権者は原則として「父」であり(旧日本民法八七七条一項)、「父」が死亡もしくは家を去った場合には同居の「母」が例外的に親権者になる(同条二項)。認知(旧日本民法八二七条～八三六条)においても、「父が認知した子を庶子とする」と規定する(旧日本民法八二七条二項)。養子制度においては、それまで採用されていた「事実主義」から、わが国で採用されていた「届出主義」にするという大幅な変更がなされた。注視すべきは、韓国人の「姓」を日本の「氏」に変えさせる「創氏制度」によって、異姓不養の原則が破られ日本の婿養子制度を採用することになったことである(旧日本民法八一三条一〇号及び八一八条)。これにより、「男系血統の保持」という韓国の伝統的な儒教精神の基盤が打ち崩されたのである。

## 2 米軍政時代（一九四五年～一九四八年）

一九四五年、日本が第二次世界大戦において敗戦した。これにより、韓国は日本より解放され、その後三年間に及ぶアメリカ軍による軍政が開始されることになる。この時期は、法の空白化を防ぐため、それまでの法律は継続的な施行がなされた。しかし、日本統治時代に創設された「創氏制度（韓国人の姓を日本の氏に変えること）」が廃止され、朝鮮姓名復旧令が出されたことは、注目すべき事柄である。韓国固有の姓に復帰することが保障されることになったからである。これにより、「婿養子制度」は一九四七年一月二十八日に廃止された<sup>(12)</sup>。

## 3 韓国政府樹立（一九四八年～一九六二年）

一九四八年七月七日、韓国政府が樹立された。この時の憲法制定により、過去の親族関係の慣習法または成文規定のうち、この憲法に反する規定は無効とされた<sup>(13)</sup>。

新しい民法（一九五八年二月二〇日公布）の特色は、韓国固有の儒教理念である「淳風美俗」の尊重と民主主義との共存がこころみられる。結果的に、民法における各規定は、この二つの基本理念の共存ではなく、伝統的慣習との「妥協」の産物としてその後におおきな問題を多数積み残すことになった。

## 4 民法改正

### (ア) 第一次改正（一九六二年一月二十九日）

第一次民法改正において、「法定分家制度」（七八九条一項）が新設され、それまでの「強制分家制度」は同条二項に移行された。この改正理由は、核家族化への現実に対応するため、また分家による戸籍の固定化を除去するためであった<sup>(14)</sup>。しかしこの規定は、一九九〇年の第三次改正により、廃止されることになる。

また、家事事件を合理的・効率的に解決するために「家事審判法」が制定された（一九六三年三月）。この法律制定の目的は、新しい憲法の基本理念を達成するためであった。すなわち、家事審判法一条は、「人

格の尊厳と男女の平等を基本として、家庭平和と親族相互の健全な共同生活維持に寄与することを目的とする」と規定している（家事審判法一条）。

しかしながら、この第一次民法改正において、「男女の平等、個人の尊重」という憲法の理念を実現できる完全なシステムへの転向——民法改正——は実現できなかった。すなわち、「旧家族制度は、家、戸主権、戸主相続という三支柱が三位一体となって制度化された非民主的家族法」にすぎなかったのである<sup>(15)</sup>。

### (イ) 第二次改正（一九七七年一月二二日）

一九七三年にはじまった汎女性家族法改正促進会の結成による家族法全面改正運動が、一九七五年の「国際婦人年」の世界的潮流と相まって、次のような改正をみる事ができた。婚姻の同意年齢について、それまで男子二七歳、女子二三歳未満である場合は親の同意なくして婚姻できないとしていた点を、未成年の場合に限って親の同意を必要とする、とした（八〇八条一項）。また、それまで家長である男子（父親）のみに親権を優先的に認めていたが、改正により、原則として父母の親権共同行使の原則を採用した（親権は子女の支配権ではなく、子女の福利増進と男女の平等を実現するためであった。ただし、父母の意見が一致しない場合は、父の意見を優先する、としている）。さらに、相続分の均等化（均分相続主義の採用）したものの、戸主の相続分の特権は存置された。この改正においても、憲法理念を完全に実現することはできなかったといえよう。問題を積み残したままの改正であった。

### (ウ) 第三次改正（一九九〇年一月一三日）

第二次改正の改正運動が必ずしも望むべき成果をあげるには至らなかったため、その後も民法改正運動が継続することになった。それが、今回の改正の一つの原動力でもあった。第三次改正は、従来の改正と異なり、大幅に改正された。親子関係における改正点は次の通りである。すなわち、戸主権の大幅縮小（名目的な戸籍筆頭者）、強制戸主相続から

任意戸主相続への転換(戸主権の放棄も可能、女戸主の強化、胎児の戸主相続能力の否定、さらには、異姓養子も戸主継承が可能となった)、家の継承のための養子制度の廃止(養子も離縁が可能になった)、そして完全な親権共同行使主義の実現と離婚後の母の親権認定等である。これらにより、男女の本質的平等化の実現に努力した経緯がみられる。第一次改正では存置された「強制分家(七八九条)は廃止され、婿養子(八七六条)、死後養子(八六七条)、遺言養子(八八〇条)の廃止により男系「家制度」の危弱化がはかられたことになる。たしかに、「戸主制度」の完全廃止は実現されなかったが、「名目上の制度」という法的性格へ変容したことは、まさに韓国家族法の「革命」であろう(16)。なお、韓国では、法律が妻や子の意見を無視して、継母や嫡母に法定母子関係を認定していたが、この改正により、廃止された。現行法では、養子縁組での母子関係が可能となった。

(11) 韓樺熙「韓国家族法の変遷史」(韓国家法の現在(下)中央大学出版社、一九九三年)五七頁以下参照。

(12) その後も、大法院判決においても婿養子制度は「公序良俗」に反するとして成立当初からの無効を判令されることになる(大判一九四九・三・二六、一九四八年民上第三四八号(韓・注(11)九五頁注(9)参照)。

(13) 韓・前出注(11)六四頁参照。

(14) 韓・前出注(11)六七頁参照。

(15) 韓・前出注(11)七〇頁参照。

(16) 韓・前出注(11)七六頁参照。

### 三 凡万里地区親子関係に関する聞き取り調査の分析

一 二において、韓国親子法が、いまなお儒教思想に基礎付けられた韓国法独自の「家制度」「戸主制度」を——名目的にはあるが——現在も維持しつつ、一方で世界的潮流である「男女の平等」「個人の尊重」という動向に影響をうけながら変化をしてきた姿が理解できた。

そこで、現実の個々の国民は、伝統的慣習、宗教観をこえて、現代的家族法、例えば、男女の本質的平等化、子の福祉といった「西欧的価値観」を受け入れているのであろうか。その法意識を一農村の一家族の「聞き取り調査」をもとに検証してみたい(17)。

二 凡万里村は、ソウルや釜山の高級料理店に使用される「せり」を作る、農業中心の小さな村である。現在は、青年は村を出て都市で生活をしているため過疎化が進み、したがって農業の担い手も高齢化が進んでいる状況である。以下、その内容を紹介してみよう。

- 1) あなたの家族構成は。  
夫婦と長男家族(孫二人、内一人身体的障害を持つ子)。
- 2) あなたの学歴は。  
尋常高等中学卒。
- 3) あなたの職業は。  
農業専業(息子は電気製品の販売業を営む)。
- 4) 子供は男の子が欲しいと思えますか。  
男が絶対欲しい(いなければ、養子を取りたい)。
- 5) 男の子にはどのような人に育ってもらいたいか。  
やさしい子、賢い子。
- 6) 女の子にはどのような子に育ってほしいか。  
やさしい子、うつくしい子、賢い子。
- 7) 男の子にはどのような仕事についてもらいたいか。  
父は公務員、母は政治家がよいというが、子の意思に任せたい。
- 8) 女の子にはどのような仕事についてもらいたいか。  
結婚し、その嫁いだ夫の家の意向に任せるのが良いと考える。
- 9) 子供は親の注意を聞き入れますか。  
良く聞き入れる。
- 10) 子供の言うことを親は聞き入れますか。  
良く聞き入れる。
- 11) 親の前で子が煙草や酒を飲む場合。

そのようなことは注意しなくてもいい。

- 12) 長男は他の子と異なったしつけをしていますか。  
 あまり、長男ということを意識しないつもりだが、自然に長男としての責任については強調している。
- 13) 親の老後は子が扶養するのは。  
 状況によるが、長男以外の子でも親を当然に扶養すべき。
- 14) 男の子のしつけについては。  
 父母が共同してしつける。
- 15) 女の子のしつけについては。  
 父母が共同してしつける。
- 16) 子の意見と親の意見が合わない場合。  
 親も子も両方が納得するまで話し合ってから決める。
- 17) 一般的な質問ですが、子の「認知」という制度を知っている。  
 知っているいるが、父は賛成しない。母は賛成する。
- 18) 一般的な質問ですが、婚姻している男性が妻以外と性的関係を持つことについて。どう思いますか。  
 母は、認めない。父は、しかたがないと考える。
- 19) 一般的な質問ですが、婚姻中に生まれた子と婚姻外で生まれた子と相続分が同じであることについて、知っていますか。  
 知らない。
- 20) 上記の制度についてどのように考えるか。  
 婚外子として生まれた子の生活ができるよう手助けできる限りで相続はすればよいと考える。
- 21) 一般的な質問ですが、もし自分に男の子供がいなければ、男の子を養子するか。  
 絶対男の子を養子に迎える。
- 22) 一般的な質問ですが、養子はどのような目的でしますか。  
 家のためにする。
- 23) 一般的な質問ですが、養子と養親は仲が良いですか。  
 良いと思う。

- 24) 一般的な質問ですが、養子になる子に養子縁組の同意を求めますか。  
 子供が小さくて意思がわからないと思う。
- 25) 一般的な質問ですが、養子が離縁することがありますか。  
 全くない。
- 26) 一般的な質問ですが、子供は何か相談があるときは、誰に相談しますか。  
 父母一緒にいる場で相談する。
- 27) 子が未成年のうちには、子は親に対してどのように接しますか。  
 頼ってよいし、甘えてよいが、父母の威厳は尊敬すべきである。
- 28) 自分の子に長男がいる方に質問します。あなたの長男は祭祀の承継をすることができますか。  
 きちんとできるようにしつけてある。
- 29) 一般的な質問ですが、戸主の承継を放棄することができることを知っていますか。  
 父は、知っているが、母は知らない。
- 30) 上記の質問で、戸主の放棄ができることをどう思いますか。  
 反対。義務であるし、そんな勝手は許されない。
- 31) 一般的な質問ですが、戸主を放棄する人がいると思いますか。  
 そういう制度があっても、あまり戸主を放棄する人はいないと思う。
- 32) もし、自分がこれから戸主になるという立場であったら、どうしますか。  
 当然戸主になる。
- 33) 一般的な質問ですが、養子をする場合、実際にはどのような手続きをしますか。  
 現実には、養子縁組届を出すと思う。
- 34) 子供には、これからの社会を生きていくためには。  
 お金や学歴だけではなく、人格が大切である。親孝行が大切と考える。父母が豊かに暮らすのが決定的ではない。

なお、農村部における法意識—その村落全体の構成員の考え方を—を一般論として答えていただいた。もちろん、そこには被質問者の個人的見解が含まれていることはいうまでもない。

(17) 本稿のアンケート調査の分析については、一九九〇年に韓国法制研究院法に基づいて「韓国法制研究院」が全国的に実施した調査結果の報告書をもとにした青木清「韓国国民法意識調査について」ジュリスト一〇〇七号二頁以下参照。

#### 四 むすびにかえて

一 みぎの調査結果に対し、若干の検討を加える。

まず第一に、韓国における「男系血統」の維持存続について、現戸主が極めて強い義務感を持っていることが解る。例えば、質問4、21において、実子に「男子」が生まれなければ、絶対に「男子」を養子に迎える、ということから理解できる。

第二に、「戸主」は、あくまでも「義務」であり、「権利」ではない、ということである。韓国民法下の「戸主」の主たる役割は、祖先の祭祀を次の戸主へ受け渡すことであり、必ずしも絶対的な特権を与えられているものではない。子に対する「しつけ」についても、妻(母)と共に相続を重ね、悩みながら、子にとって最高の解決策を見いだす、という姿勢(質問14、15、16、26)から読みとれる。

第三に、質問19において、嫡出子と非嫡出子の相続分の平等規定について、不知であることがわかったが、「婚外子として生まれたこの生活ができるようなかたちで相続分は与えてよい」という発言(質問20)から、少なくとも、婚姻倫理の厳格な一農村部の長老にあたる者でさえ、嫡出子と非嫡出子の差別的取扱いをすべきという法意識は薄い、ということが解る。都市部だけでなく農村部にも、現代的人権感覚が浸透している、といっても過言ではない。

二 韓国は、確かに厳格な儒教国である。しかしながら、これまで調査・分析を行った結果、必ずしも「厳格な」という表現は適当ではなく、なつたことに気付く。現在の民法の規定において、同姓同本不婚制度や、戸主承継、姓不変の原則などが置かれている。だが、今日の韓国の、特に都市部において、同姓同本の若者が自らの意思に基づき内縁関係を形成している。届出は受理されないためその数は不明であるが、年々増加していることである。戸主の承継についても、現行法では、男性、女性どちらでも良く、さらには拒否してもいいという内容になっている。このように近年、家Ⅱ土地を離れ、都市において経済的自立が可能となった社会において、これらの諸規定はどれだけの実効性を持つのであるうか。形骸化したとまではいわないが、規定には収まりきらない現実社会が、今ここにあることだけは確かである。

今韓国は、伝統と現代的理想という、二つの相反する方向性をできる限り妥協させ、現代社会に適合させる過程にある。それが、韓国法ことに家族法の現状である。ただ、その方向は、限りなく「個人の尊厳」という世界的潮流へと向けられていることが理解できよう。

三 最後に、この韓国における聞き取り調査を通じて、韓国家族法の現状を理解できたか否かは、全く自信がない。ただ、韓国の地へ降り立ち、目にした朝早くから夜中遅くまで力一杯働く老若男女の姿。各個人が、精神的・経済的に「自立」することが、限りなく人それぞれを「自由」にさせてくれる。そのことを教えてくれた。それが、社会を動かす力になることを信じさせてくれた。そんな勇気を与えてくれる国に出会えた。この国の今後の発展が家族法制度にいかなる影響をもたらすか興味深く見つめていたい。

(完)